

教育財政はどのように削減されたのか — 地方分権改革における自治体教育予算の再編過程 —

○清水睦美(東京理科大学) ○内田良(愛知教育大学) ○川上泰彦(佐賀大学)
○妹尾渉(国立教育政策研究所) ○長谷川哲也(名古屋大学大学院) 平木耕平(東京大学大学院)
堀健志(日本女子大学非常勤講師) ○松田洋介(金沢大学) 山田哲也(一橋大学)

1. はじめに

二〇〇〇年頃を境に公教育にも地方分権の時代が本格的に到来している。そこで目指されているのは、文部科学省—地方教育委員会—学校という戦後のトップダウン型の閉じられた教育行政を通じた画一的な教育供給を見直し、地域の実情、学校現場の実情に対応した柔軟な教育供給へと大きく転換していくことである。教育の地方分権化は、正統性を失いつつある学校教育を再生する最重要手段として期待されている。ただし、何らかの形で分権化は避けられない社会趨勢にあるとはいえ、現在の地方分権化によって公教育の正統性が実際に回復できるかは未知数である。(荻谷他 2006)。そもそも、現在の教育の地方分権改革は、公教育が直面している課題への対応としてのみ遂行されていると言い難い。現在の改革は、日本全体の財政難に伴う削減圧力を背景にしながらの、市町村合併から「三位一体の改革」へと続く国全体の地方分権改革の一環でもあるからである。特に財政削減の圧力の中で進められる地方自治体の教育財政に関する裁量権の拡大が、結果的にこれまでの平等で均一的な公教育の基盤を揺るがし、地域間格差を拡大させるのではないかという懸念は強い(藤田 2006)。

既に進行しつつある地方分権改革の中で進められた財政削減は実際にどのように具現化し、地方の義務教育の基盤整備にどのような変容を与えつつあるのだろうか。現在進行中の事象を論じるのは容易ではないが、本報告では、①基準財政需要額の変化に焦点を当てつつ、市町村自治体レベルにおいて教育財政の基準がどのように変化しつつあるのか、②それが、教育支出の変化にどのように具現化し、自治体間の差をどのように生み出しつつあるのか、③そのような教育財政の削減を、それぞれの教育委員会がどのように認識しているのか、という3点を検討しながら、教育における「財政削減」の具体的様相の一端を明らかにすることを目指す。

(松田洋介)

2. 地方分権化と教育財政に関する近年の動向

従来、教育にかかる「公費」を支出する仕組みとしての教育行財政は、国と地方(都道府県レベル・市町村レベル)が重層的に関与する仕組みをとってき

た。

このうち地方にとっての教育費(いわゆる「収入」)は、国から使途を限定して移転される財源(負担金・補助金)と、使途を指定されない財源(独自財源および地方交付税交付金)からの教育費充当分によってまかなわれている。前者の代表例は義務教育費国庫負担金であるが、2006年にこの負担率が2分の1から3分の1に変わったことは、財源の性質を前者から後者に振り替えたことを意味している。一方、後者のみに着目しても、国・地方財政の全般的な逼迫を背景に、地方交付税交付金の配分方法や総額の見直しが進められている。長らく地方の財源不足を国に転移する形で機能してきた地方交付税交付金は、与党・財政担当官庁・地方自治官庁の関係の変化に伴って「財政健全化」を強く意識した運用へと変化してきているのである(北村 2009)。

一方、地方における教育費の「支出」については、従来「設置者管理主義」「設置者負担主義」の原則のもとで都道府県と市町村の双方が分担してきたが、これについても近年の「分権化」を受けた変化が指摘されている。法制度的には、地方分権改革の一環として1999年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)が改正され、国・都道府県・市町村での事務の分担や権限の関係が見直されたことが「分権化」の契機となった。特に教員の採用数や配置に関する地方の権限・裁量性拡大は顕著で、教育行政領域における「分権化」を象徴する事象となった。2001年には公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(義務標準法)が改正され、学級編制の弾力化(40人を下回る学級編制基準の設定)と「定数崩し」による非常勤講師の採用が都道府県レベルで認められるようになったほか、2003年度の通知によって市町村レベルでも学級編制の弾力化が認められるようになった。また2004年には義務教育費国庫負担金制度に総額裁量制が導入されたことで都道府県は教員の採用数や雇用形態、給与水準の裁量性を高めたが、市町村も同様に2006年の市町村立学校職員給与負担法改正を受け、独自の常勤教員採用が可能となった。

もちろんほかの教育政策領域においても、従来の諸制度が自治体の教育政策過程から首長や議会

などを排除して「大政治」を消失させてきたのに対し、一連の分権改革は地方による裁量的な運用の余地を増やす機能を果たした(小川 2010)。ただし、こうした「分権化」による裁量性の向上は、先に挙げたような地方財政の悪化という文脈下で実現しているため、各自治体財政の健全化を見越した「改革」を促進する方向で作用している。すなわち、地方交付税をはじめとする国—地方の財政移転が見直され、さらに各自治体レベルでも財政健全化が大きな課題となる中で「分権化」が進められるため、教育領域への資源配分は国同様地方においても強い「改革」圧力にさらされることが考えられる。

そうした中、教育行財政に関する近年の研究では、先に指摘したような教員給与費(義務教育費国庫負担制度)に関する制度の変化や、国の制度下における地方レベルの運用がどのようになっているのか、といった点に注目が集められていた(例えば、小川山下 2008)。教員給与費については教育費の中でも大きな部分を占め、上記のような法制度の変化として「分権化」が説明できるほか、その効果についても教員の雇用者数・雇用形態の変化といった明快な形で測定できるという特徴があるため、近年の研究においても注目を集めてきたと考えられる。

しかしその一方で、地方交付税交付金を含む一般財源から措置される各種事業費や教材費などについても、こうした「分権化」の影響は現れていると考えられ、一部が負担金で充当される教員給与費に比べてそのインパクトはむしろ大きいものとも考えられる(例えば、山本 2008)。にもかかわらず、自治体財政全般における「教育」への資源配分については、その「収入」についての分析も、また「支出」についての分析も十分ではない。

本報告はそうした課題に着目し、市町村レベルにおける教育費の地方交付税措置部分について検討し、公費から教育領域(特に市町村レベルでの学校教育における事業費等)への資源配分がどのように変化しているのかを明らかにする。以下では、3. で調査の概要を示した後、4. で国から市町村への資源配分についてルールの変化を明らかにし、5. と6. で国からの財政移転を受けた市町村がどのようにして教育費に資源を配分しているのかを明らかにする。7. でそれらを教育委員会がどのように認識しているのかを明らかにした上で、若干のまとめを行う。

(川上泰彦)

3. 調査の概要

本研究グループは、2009年10月、12月ならびに、2010年2-3月に、東日本の特定の地域にある1つの都道府県(P 県)教育委員会、3つの教育事務所、13の市町村教育委員会に対して、地方分権化と教育

財政の変化に関するインタビュー調査を行った。その際、それぞれの自治体の財政状況に関するデータの提供を依頼し、基準財政需要額の算定台帳や、決算報告書などの提供を受けた。本報告で中心的に検討するのは、これら市町村ごとの教育財政に関する数量的データの変化、ならびにそれらに対する教育委員会の認識である。また、当該地域の状況を把握するために、地域の教職員組合、教育センター、学校長にも適宜インタビューを行った。また、教育財政に関する文部科学省の認識を把握すべく、当省にもインタビューを行っている。そこで得られた知見も、適宜活用していく。(松田洋介)

4. 教育財政のしくみ

本節では、地方自治体の教育財政のしくみについて、特に基準財政需要額に着目しながら概観する。また、実際の支出額との差をみることで、市町村の教育予算削減についてマクロレベルの検討を加えたい。

4.1. 地方財政のしくみ

図4-1は、地方自治体の歳出入のしくみを簡略化して表したものである。

自治体は、標準的な行政実施に必要な歳出(基準財政需要額)から標準的な税収見込み額(基準財政収入額)を差し引いて残る財源不足分を国から地方交付税として受け取る。地方交付税の総額は、毎年度、国の策定する地方財政計画に基づき決定されるが、国の財政逼迫により、2004～06年度のいわゆる「三位一体」改革では5.1兆円が削減されることとなった。

図4-1 地方財政計画と地方交付税の関係

歳 入				歳 出	
地方税	留保財源			基準財政需要額	
	基準税率(75%)	基準財政収入額			
地方交付税		財源不足額			
使用料・財産収入等その他					
地方債					
国庫支出金					

* 特別交付税や地方譲与税は省略(出所: 中井(1988)を一部改編)

4.2 基準財政需要額の算出方法

基準財政需要額のうち義務教育に関するものでは、都道府県分は教職員人件費、市町村分はその他の人件費、建物等維持修繕費、教材費、学校図書費等が組み入れられる。基準財政需要額は、「単位費用(測定単位1あたり費用)×測定単位(教職員数、65歳以上人口など)×補正係数(段階補正、寒冷補正など)」により算出される。

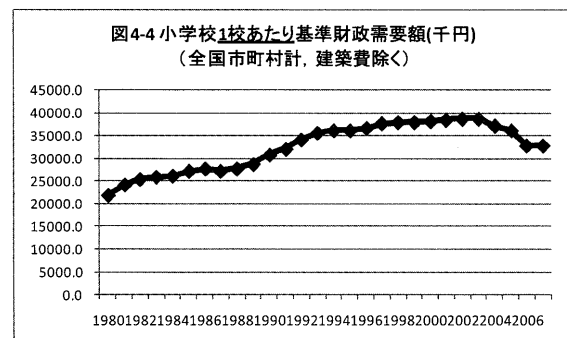
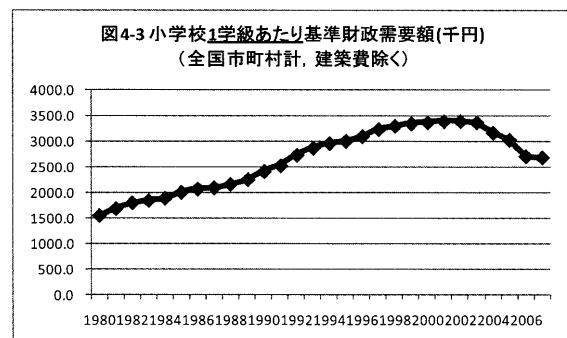
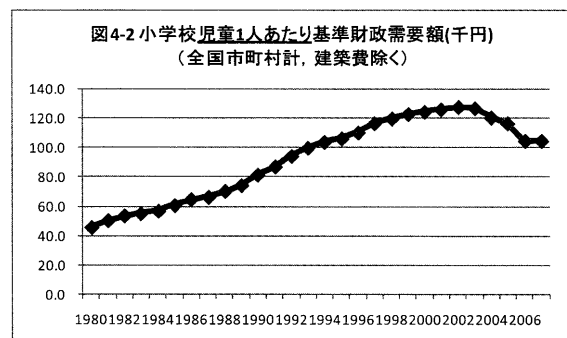
また、2007 年度からは、人口と面積を基本とした包括算定経費、いわゆる「新型交付税」が導入され、算出方式に一部変更がみられたが、個別算定項目について上記のような構図は変わらない。

例えば、市町村分の小学校費を算定する場合、測定単位である実際の児童数・学級数・学校数に、市町村レベルにおける標準規模（児童数 720 人、学級数 18 学級、学校数 1 校）を想定した単位費用（2009 年度の場合、児童 1 人あたり 41,100 円、1 学級あたり 834,000 円、1 校あたり 8,659,000 円）をそれぞれ乗じ、さらに補正係数をかける。これらを合計したものが、基準財政需要額となる。

このような積算式は、地方の教育関連経費の歳出入の根拠ともなるが、その一方で、先に述べた地方財政計画上の歳出入総額に合わせて、基準財政需要額の単位費用や補正係数が逆算されるという側面も持っている。

4.3. 測定単位あたり基準財政需要額の推移

文部科学省『地方教育費調査』『学校基本調査』各年版をもとに、全国の市町村の基準財政需要額の総計と、それを 1 測定単位あたりに換算した値を求めることができる。これらの推移を示したものが図 4-2～4-4 である。2004～06 年度にかけて、



測定単位あたりの基準財政需要額がいずれも減少しているのが見てとれる。たしかに少子化の影響により測定単位そのものの数値も減少しているが、それを上回るスピードで需要額、結果的には地方交付税が減額されていることになる。

4.4. 基準財政需要額と実支出額との比較

さらに、義務教育費における基準財政需要額と実際の支出（実支出額）との関係について、全体的な傾向をおさえておきたい。

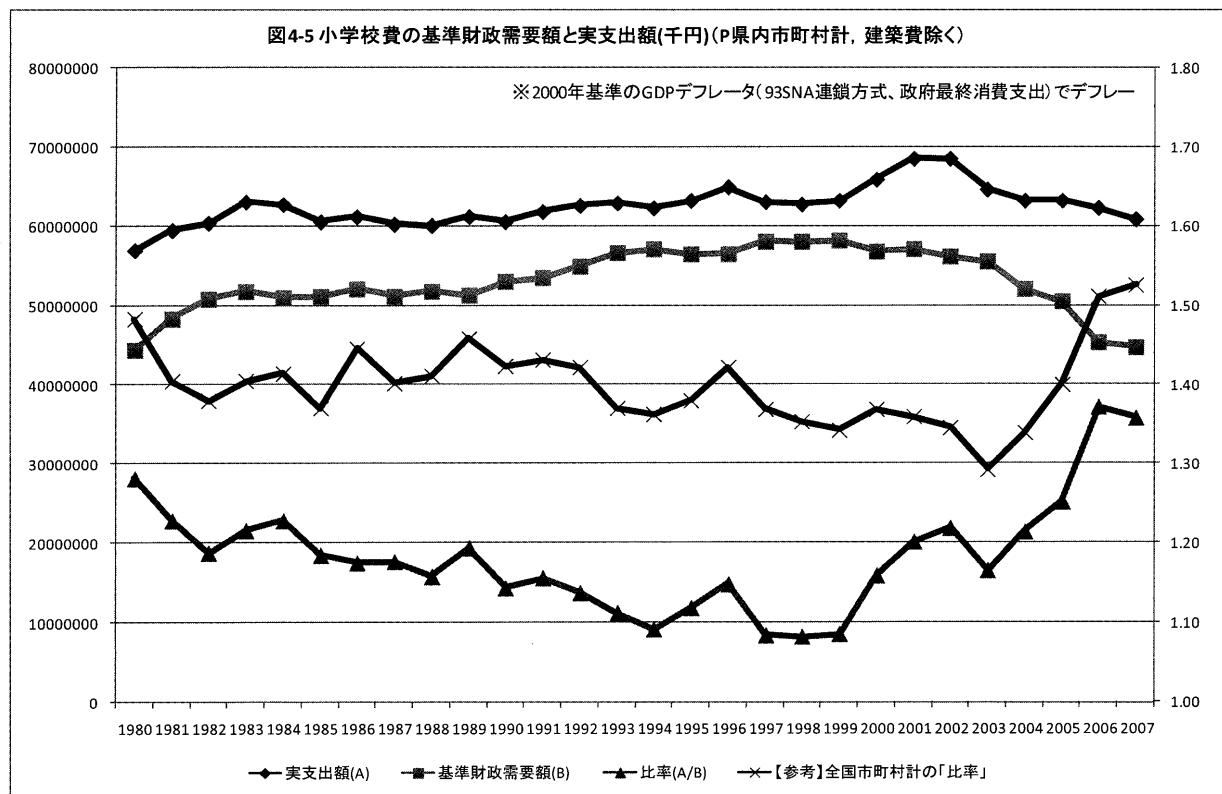
「実支出額」とは、『地方教育費調査』によれば自治体が「地方税、地方交付税、使用料・手数料収入等の財源から学校教育のために支出した経費」である（図 4-1 の太枠部分）。この値と基準財政需要額との差額が、自治体の超過負担分（同斜線部分）となる。この超過負担は、自治体が国の定めた基準に基づいて行政サービスを行っているにもかかわらず、地方交付税による財源保障がなされていない部分であり、しばしば自治体の運営を圧迫してきた要因とされる（中井ほか 2010）。

図 4-5 は P 県内の小学校教育費（市町村支出金）について、実支出額(A)と基準財政需要額(B)の変化を示している。また、両者の比率(A/B)をとり、全国計の参考値とともに併記した。

都道府県支出金（図表略）は、基準財政需要額に対する実支出額の「比率」が市町村支出金と比べて相対的に小さく、かつ各年代を通して安定的である。これは、義務教育における都道府県の主な財政負担が、教職員の人件費であることによる。他方、市町村支出金の基準財政需要額は、「三位一体」改革が実施された 2004 年度以降減少に転じているが、実支出額はそこまで急減できないため、「比率」が近年上昇していることがわかる。

このように、「比率」が常に 1 を超えていることは、自治体の超過負担が恒常的に行われてきたことを意味するが、「比率」の上昇がいつまでも続けられるとは思えない。戸谷（2006）が都道府県支出金について指摘しているように、とりわけ近年、義務教育費に関して実支出額が基準財政需要額を下回る自治体が増加しており、今回取り上げた市町村支出金についても一部で「比率」が 1 を切る県もみられる。地方財政が逼迫すれば、これまでのような超過負担ができなくなる可能性があり、実支出の削減により行政サービス（ここでは義務教育）の質の低下が懸念される。

なお、この数値は全市町村の支出金を合計したものであり、財政規模の大きな市の傾向を強く反映してしまう。現実には、超過負担を削減し「比率」が 1 を割り込む事象は、小規模な市町村から生じやすいと考えられる。実際、全国計と P 県を比べても、いずれの年度・項目でも（小規模自治



体が比較的多いと思われる) P 県のほうが「比率」が小さい。また、都道府県単位のクロスセクション分析でみるかぎりでも、大都市圏を抱える都道府県のほうが「比率」が高い(図表略)。したがって、詳しくは市町村ごとの分析が必要である。

そこで、次節以降では、本研究の調査対象である P 県内の一部市町村について、先に示したような算式から基準財政需要額を算出し(5.)、実支出額を比較することで(6.)、自治体における地方財政の縮減と教育予算との関係をより詳細に検討する。
(妹尾渉・平木耕平)

5. 基準財政需要額の算定方法

本節では、市町村レベルでの基準財政需要額のうち、小学校費の算定方法を検討する。

小学校費を算定する場合、市町村レベルにおける標準的な行政実施(児童数 720 人、学級数 18 学級、学校数 1 校)にかかる単位費用(2009 (H21) 年度の場合、児童 1 人あたり 41、100 円、学級 1 学級あたり 834、000 円、学校 1 校あたり 8、659、000 円)に、測定単位(児童数、学級数、学校数)を乗じることとなる。

	実際の児童数	補正後の児童数	補正率
A自治体	92312	97851	1.06
B自治体	1161	2312	1.99
C自治体	91	369	4.05

表5-1 測定単位の補正率

しかし、児童数、学級数、学校数の算定にあたっては、地方交付税法で、測定単位の数値の補正が認められているため、市町村ごと測定された単位数値が、そのまま計算されることは希である。小学校費における補正は、児童数については、密度・態容・寒冷に関して、学級数と学校数における補正は、態容・寒冷に関して行われる。＜詳細な計算方法については省略＞

では、以上のような補正を行うことで、測定単位数は、どの程度補正されるのであろうか。

表 5-1 に示したものは、2009 (H21) 年度の P 県内のある 3 自治体の小学校費を算定するために用いられた児童数、補正後の児童数、そして、補正率の数値を示したものである。A 自治体は、当該の地方において人口集中傾向が見られる地方都市、これに対し、B と C の自治体は、少子高齢化の影響を強く受けつつ、人口流出も著しい自治体である。このような地域事情の異なる 3 自治体における児童数を単位費用とする小学校費の計算は、A 自治体では、実際の児童数が 92、312 人であるところ、補正後は 97、851 人となり、5、539 人が上乗せされて計算される。しかし、補正率としてみると 1.06 倍と 1 に近い値を示している。これと比較すると、B・C 自治体の補正率は高く、B は 1、161 人が 2、312 人と約 2 倍、C は 91 人が 369 人と約 4 倍に補正される。このように「設置者管理主義」「設置者負担主義」に基づきつつも、地域事情による不利益分を補正する仕組みがあること

がわかる。

このように補正された児童数・学級数・学校数に、単位費用を乗じることで、基準財政需要額が算定されることになる。しかし、単位費用は毎年金額に修正が加えられており、2000年から2009年の10年間で、児童数に対する単位費用は、46、500円から41、100円へと5、400円減額、学級数に対する単位費用は、912、000円から834、000円へ7、800円減額、学校数に対する単位費用は、10、324、000円から8、659、000円へ1、665、000円減額されて乗じられている。

	児童数	学級数	学校数	合計
平成12年	208	25	7	¥201,358,140
平成13年	198	25	6	¥201,519,200
平成14年	184	24	6	¥188,755,550
平成15年	179	23	6	¥181,759,220
平成16年	170	22	6	¥173,471,900
平成17年	166	23	6	¥173,654,060
平成18年	165	22	6	¥153,917,960
平成19年	162	22	6	¥119,135,150
平成20年	171	25	6	¥123,670,240
平成21年	168	24	6	¥121,764,730

表5-2 D自治体の基準財政需要額における小学校費の推移

表5-2に示したのは、少子高齢化の影響を受けてはいるものの、地場産業があるために、本調査の対象となった自治体の中では、比較的安定しているD自治体の2000(H12)年度から10年間の算定された基準財政需要額の小学校費の推移である。表から明らかなように、ここ10年間で算定額は79、593、410円の減額されており、特に最近5年での減額が大きく、5千万を超えている。もちろん、D自治体においては、最近10年で40人の児童が減っているわけであるから、減額も当然と見る向きもあるかもしれない。しかしながら、児童一人あたりの換算した金額においても最近5年で30万ほど減っている(表省略)。同様のことは、学級で見積もった場合も、学校で見積もった場合でも認められることから、義務教育のインフラの整備にかかる費用を減らす方向で、基準財政需要額の小学校費が算定されているといえる。

(清水睦美)

6. 基準財政需要額と実支出額の関係

ここでは、前節で算出した基準財政需要額と、地方自治体が実際に教育にかける実支出額との関係について、「地方教育費調査」のデータをもとに検討する。まずは先に示した、P県内全ての市町村を合計した数値の推移を再度確認しよう。市町村支出分の基準財政需要額と実支出額は、2000年以降に減少傾向へと転じ、特に基準財政需要額は著しく減少している。実支出額を基準財政需要額で割った値(比率)について、近年の傾向としては「1.20」から「1.40」程度で推移しており、

市町村合計では基準財政需要額を上回る額の実支出を行っていることがわかる。

それでは、基準財政需要額と実支出額の推移を各自治体単位でみると、どのようなことがいえるだろうか。以下ではP県内の9自治体について、新型交付税導入前のH18年度と導入後のH19年度の建築費を除く小学校費(図表6-1)のデータを確認しよう。自治体支出分の基準財政需要額をみると、D自治体、H自治体、I自治体以外で、H18年度からH19年度にかけて減少しており、おおむね前年比の2~3%減となっている。自治体の実支出額をみると、E自治体を除く全ての自治体で、H18年度からH19年度にかけて減少しており、特にB自治体、D自治体、F自治体は前年比の7割前後に落ち込んでいる。一方で、実支出額を基準財政需要額で割った値(比率)は、自治体によって大きな違いが生じている。まず、A自治体、B自治体、E自治体、G自治体、I自治体では、H18・H19年度ともに「1.00」を超える値となっており、基準財政需要額を上回る額の実支出を行っている。特にA自治体とE自治体では、H18年度からH19年度にかけて比率がさらに高くなり、基準財政需要額が落ち込む中でも一定程度的実支出を行っていることがわかる。ところがC自治体、D自治体、F自治体では、H18・H19年度ともに実支出額が基準財政需要額を下回っており、H19年度にはH自治体でもこうした現象がみられる。基準財政需要額を大きく上回る実支出が可能な自治体もあれば、そうでない自治体もあることから、国の基準によって算出される需要額とは乖離した各自治体の支出の実態が浮かび上がる。

表6-1 P県内9自治体における実支出額と基準財政需要額(小学校費)

自治体名	H18年度		
	基準財政 需要額	実支出額 (建築費除く)	実支出額(建築費除く)／ 基準財政需要額 (比率)
A自治体	10,083,720,740	17,921,495,000	1.78
B自治体	261,915,400	352,438,000	1.35
C自治体	61,917,380	34,828,000	0.56
D自治体	98,590,960	86,738,000	0.88
E自治体	379,960,780	565,592,000	1.49
F自治体	152,631,960	136,786,000	0.90
G自治体	45,927,340	56,431,000	1.23
H自治体	190,014,700	190,408,000	1.00
I自治体	48,133,180	62,000,000	1.29
自治体名	H19年度		
	基準財政 需要額	実支出額 (建築費除く)	実支出額(建築費除く)／ 基準財政需要額 (比率)
A自治体	9,913,138,948	17,775,778,000	1.79
B自治体	258,916,628	261,420,000	1.01
C自治体	60,643,840	33,243,000	0.55
D自治体	100,203,668	57,142,000	0.57
E自治体	377,422,634	570,799,000	1.51
F自治体	150,371,535	101,017,000	0.67
G自治体	44,800,072	51,050,000	1.14
H自治体	193,249,650	176,951,000	0.92
I自治体	48,182,704	60,065,000	1.25

注) H19年度の基準財政需要額からは、事業費補正を除いている。

(長谷川哲也)

7. 市町村教委は「教育」と「財政」にどう向き合っているのか—学校統廃合を例として

ここまで、地方自治体における教育費の全体像（教育費の出と入）をみてきた。最後に本節では、「学校統廃合」という具体的なテーマに注目して、自治体の教育と財政に関する考察を進めたい。「学校統廃合」を題材にあげるのは、統廃合によって市町村では1校分の地方交付税の入りなくなるため、財政の面では統廃合と地方交付税は密接に関わるものだからである。

たとえばD自治体では、学校統廃合に関連する一つの試算として、各小学校の歳出と歳入を整理するなかで地方交付税による歳入を表7-1のように算出している。これと歳出（主に「学校管理費」）との差から、「黒字だっていう言い方はよろしくないけれども、余剰が出ていて、「学校が1校なくなると、その分の歳入もなくなる」と担当者は説明する。

いっぽう、ある自治体では「一切、そういう話はしません」、また別の自治体では「（教育費のことなんかで）とくにそんなばたばたするもんじゃない」との回答もある。

単位：千円				
歳入項目	V小学校	W小学校	X小学校	...
地方交付税	36,604	18,026	21,256	
学校割	7,794	7,794	7,794	
学級割	16,198	6,942	9,256	
児童割	3,192	1,260	1,596	
教職員人口割	3,770	2,030	2,610	
スクールバス	5,650	0	0	
D自治体税	2,379	1,281	1,647	
教職員数	2,379	1,281	1,647	
教職員住宅料	1,315	728	1,323	
利用住宅戸数	1,315	728	1,323	
歳入合計	40,298	20,035	24,226	

表7-1 D自治体における学校別の歳入内訳

こうした温度差はあるものの、しかしここで強調しなければならないのは、学校統廃合をめぐる各自自治体は、ある一点において共通の反応を示すことである。そこにある種独特の「教育」と「財政」の関係性をみることができるのである。学校統廃合というテーマは、市町村が「教育」と「財政」にどう向き合っているのか、そしてその向き合い方がいかなる（意図せざる）結果を生み出しているのかを照らし出す、社会的に興味深い切り口を提供してくれる。

さて今日、国家レベルでは、学校統廃合は「教育予算の効率化」と「教育環境の是正」の視点から要請されている。それらが一塊の言説としてローカルな文脈、すなわち市町村教委へと降りてくる。公共（＝国家）の言説とそのローカルな運用については、「社会問題のワーク」の研究蓄積がある。白松は、マジックマッシュルームに関する公共の言説は、「中毒性」や「体に害」であることを説くいっぽう、ローカルな文脈では少年集団はその言説を逆手にとって自分たちの行為を正当化している—マジックマッシュルームには中毒性も害もないと少年たちは主張

する—ことを看破した。

同じような構図が、学校統廃合についても当てはまる。公共の言説は「教育予算の効率化」と「教育環境の是正」から学校統廃合を説く。いっぽう、個々の市町村教委の担当者がみな口をそろえていうのは、学校統廃合で地方交付税が入ってなくなるのは確かだが、「統廃合は、教育予算の問題ではなくて、教育環境の是正のため」ということである[事例は省略]。国は「教育予算の効率化」を企図しているのかもしれないが、自分たちはそうではないのだと強調することで、教育環境の是正にいつそう高い正当性が付与されていく。

◆公共の言説（国家の意図）

教育予算の効率化＋教育環境の是正

◆ローカルの解釈（市町村教委の意図）

教育予算の問題ではなく、教育環境の是正

⇒「教育予算」の意図を否定することで、「教育環境」に高い正当性が付与される

教育言説は容易に教義化しやすく、そこではもはや分析的批判的議論への道は閉ざされる（今津2010）。「教育環境の是正」に高い正当性が付与されたとき、その自明性を問う声はかき消され、統廃合は粛々と進められていく。こうして、自治体レベルでは財政の論理が否定されつつも、それが皮肉にも国家レベルでは潜在的な順機能となって教育予算の効率化が達成されるのである。

予算が潤沢であった時代、教育の世界は予算面での大きな困難を抱えることはなかったであろう。だが、もはや前年度並みの予算が確保されない時代に、教育もまた予算の獲得合戦に参入することが否応なく要請される。こうした時代に、教育の論理はどのように通用するのか。そこに財政の論理や実態を組み込んでいく必要があるのか。

「教育財政」とは一言でいうものの、「教育」にとって「財政」はいまだ不確実性に覆われている。教育財政の社会学はまずもって、エビデンスとしての数字（＝教育予算）そのものがどのように動いているのか、そしてそこで私たちがどのような意味付与（＝教育界の定型的なものの見方や考え方）をおこなっているのか、この客観と主観の両側面から「教育」と「財政」のあり方を一つひとつ丹念に調べていく必要がある。（内田 良）

※詳細な分析結果ならびに参考文献は当日資料をご参照ください。